

大山町男女共同参画審議会委員を 一般公募します

男女共同参画の推進に関する基本的な計画などについて、調査審議する委員で、審議会は年2~3回程度です。

- ・対象 町内に居住または通勤しておられる方で、男女共同参画の推進に意欲と関心のある方。おおむね18歳以上の方。
- ・公募委員数 3名程度
- ・任期 令和2年8月1日から2年間
- ・応募方法 所定の応募用紙に、必要事項を記入し提出してください。用紙は人権交流センター、本庁住民課、中山支所総合窓口室・大山支所総合窓口室にあります。なお、大山町ホームページにも掲載しています。
- ・応募締切 7月14日(火)

第1回みんなの人権セミナー ～わたしの見た『こんばんは2』の世界～

日時 7月10日(金) 午後7時30分から
場所 中山温泉 生活想像館わくわくホール
講師 稲津秀樹さん(鳥取大学 地域学部 准教授)
内容 さまざまな事情で義務教育を終えられなかった人が通う「夜間中学」の映画『こんばんは2』から、夜間中学の実情などをご講演いただきます。

- ①事前に人権交流センターへ申込み(定員40名)をお願いします。
- ②今年度の人権セミナースタンプラリーは、中止いたします。
- ③次回セミナーは、部落解放月間に合わせて「同和問題」をテーマに8/4に実施予定です。
- ④コロナウイルス感染症の状況によっては、中止させていただく場合があります。

7月10日～8月9日は部落解放月間です

部落解放月間は「同和对策事業特別措置法」が施行された昭和44年7月10日を記念して昭和48年に制定されました。

「同和对策事業特別措置法」の成立によって、国と地方公共団体は、同和对策事業を迅速かつ計画的に行うこと、そして、それらに対応する予算措置を講ずることが義務付けられました。これは、同和对策行政史上画期的な出来事でした。

鳥取県では、この7月10日を記念し、県民みんなで部落差別をなくしていく意識を高めようという目的で、昭和45年に部落解放週間が設けられ、昭和48年からは部落解放月間へと発展したものです。

現在も差別事象が後を絶たず、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことはご承知のとおりです。

昨年、鳥取県内で大変悪質な差別

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、昭和26年に始まり、今年

事象が3件報告されています。「同和地区を聞き出そうとする問い合わせ電話」「同和地区住民に対する差別発言」「電話による差別発言」です。

また、インターネット上での書き込みや地図上に同和地区を示すなど、部落差別を助長する事象も数多く発生しています。

同和問題は、「そつとしておけばそのうちなくなる」「寝た子を起さずな」という意見が聞かれますが、決してそうではありません。むしろ、正しい知識を持っていないことや自分には関係ないとする態度は、偏見を生む温床や差別を助長する原因にもなりかねません。

今年も大山町では、この部落解放月間に合わせてコロナウイルス感染に注意を払いながら啓発活動に取り組みます。すべての差別をなくしていくために、ぜひご参加ください。

7月は、社会を明るくする運動の協調月間です

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、昭和26年に始まり、今年

で70回目を迎えます。
※今年度の街頭啓発は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止いたします。